

砂糖及びでん粉政策をめぐる 現状と課題について

平成 2 0 年 9 月

農林水産省

目 次

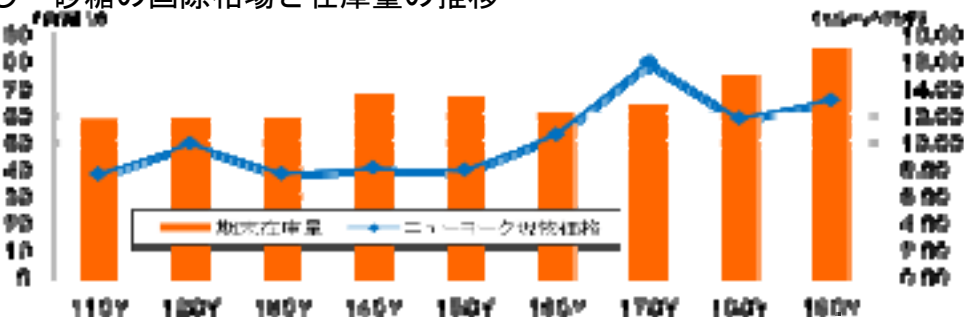
1	砂糖の需給・価格の動向	
(1)	砂糖の消費・需給の動向	1
(2)	砂糖の価格・内外価格差の動向	2
2	てん菜・てん菜糖をめぐる現状と課題	
(1)	てん菜	3
(2)	てん菜糖	5
3	さとうきび・甘しや糖をめぐる現状と課題	
(1)	さとうきび	6
(2)	甘しや糖	8
4	精製糖をめぐる現状と課題	9
5	でん粉の需給・価格の動向	
(1)	でん粉の消費・需給の動向	10
(2)	でん粉の価格・内外価格差の動向	11
6	ばれいしょ・ばれいしょでん粉をめぐる現状と課題	
(1)	ばれいしょ	12
(2)	ばれいしょでん粉	13
7	かんしょ・かんしょでん粉をめぐる現状と課題	
(1)	かんしょ	14
(2)	かんしょでん粉	16
8	砂糖・でん粉に係る制度について	
(1)	制度の基本的な仕組みと考え方について	17
(2)	生産者及び製造事業者に対する政策支援の考え方	19
(3)	政策支援における資金の流れ等	20
(4)	砂糖の調整金収支の現状	21
(5)	砂糖に係る制度の維持に向けたこれまでのてん菜・ てん菜糖関係者の取組について	22
9	さとうきび・でん粉原料用かんしょの経営安定対策の 担い手の考え方	23
10	交付手続きの状況	
(1)	交付対象要件の確認	25
(2)	支払い手続の改善に向けた検討状況	26

1 砂糖の需給・価格の動向

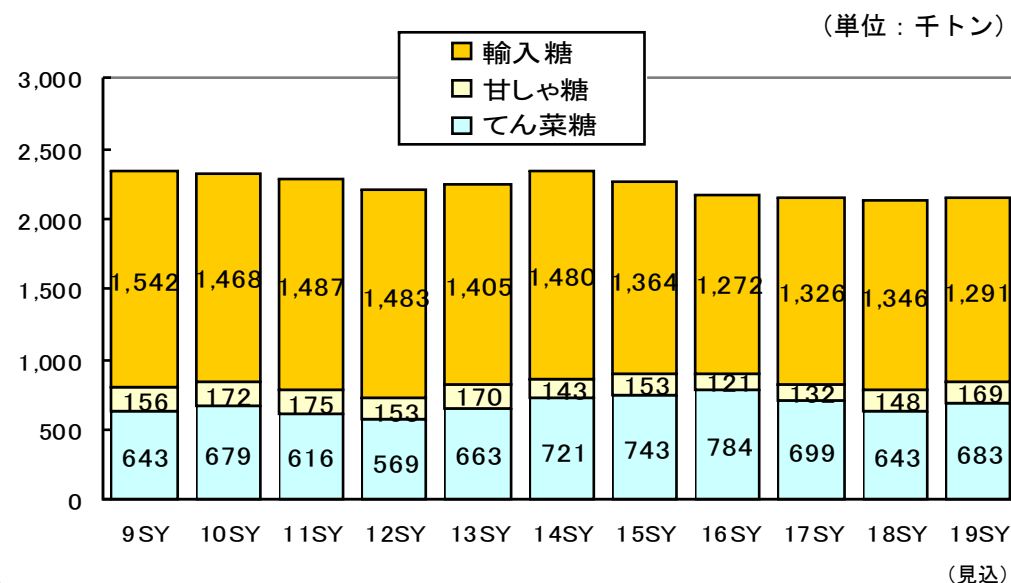
(1) 砂糖の消費・需給の動向

- 砂糖の国際的な市況は、価格については上昇しているものの、需給は緩和傾向。
- 砂糖の1人当たりの消費量は、消費者の低甘味嗜好等を背景として減少傾向で推移し、平成17年には昭和50年当初の約3割減に当たる20kgまで減少。
- 砂糖の需要量が低迷する中、砂糖の供給量をみると、国内産糖については、近年、てん菜糖の増産により増加傾向にあったが、17年産以降、てん菜糖について支援対象数量の設定等の取組を行う中で、80万トン台で推移しており、輸入糖については130万トン前後で推移している。

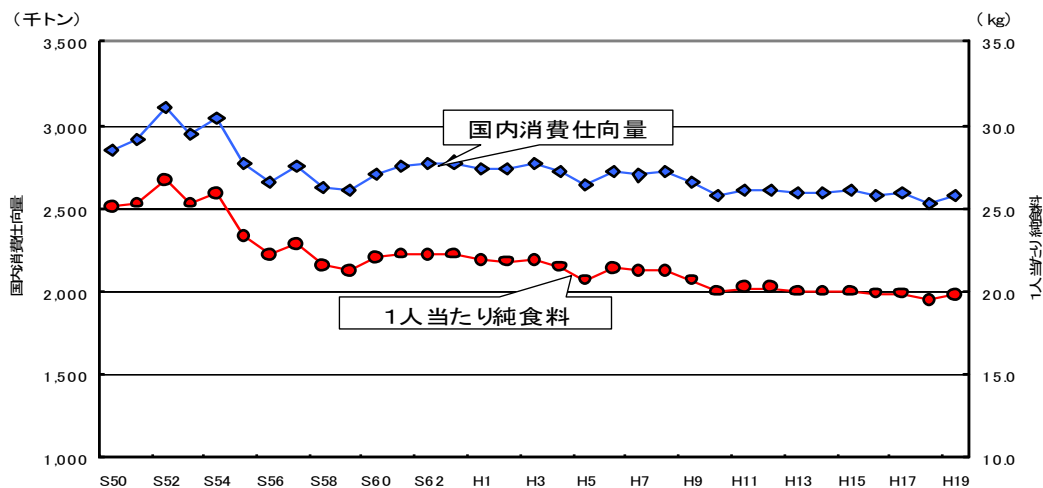
○ 砂糖の国際相場と在庫量の推移



○ 砂糖の生産量・輸入量の推移



○ 砂糖の消費量の推移



資料:農林水産省「食料需給表」

資料:農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」

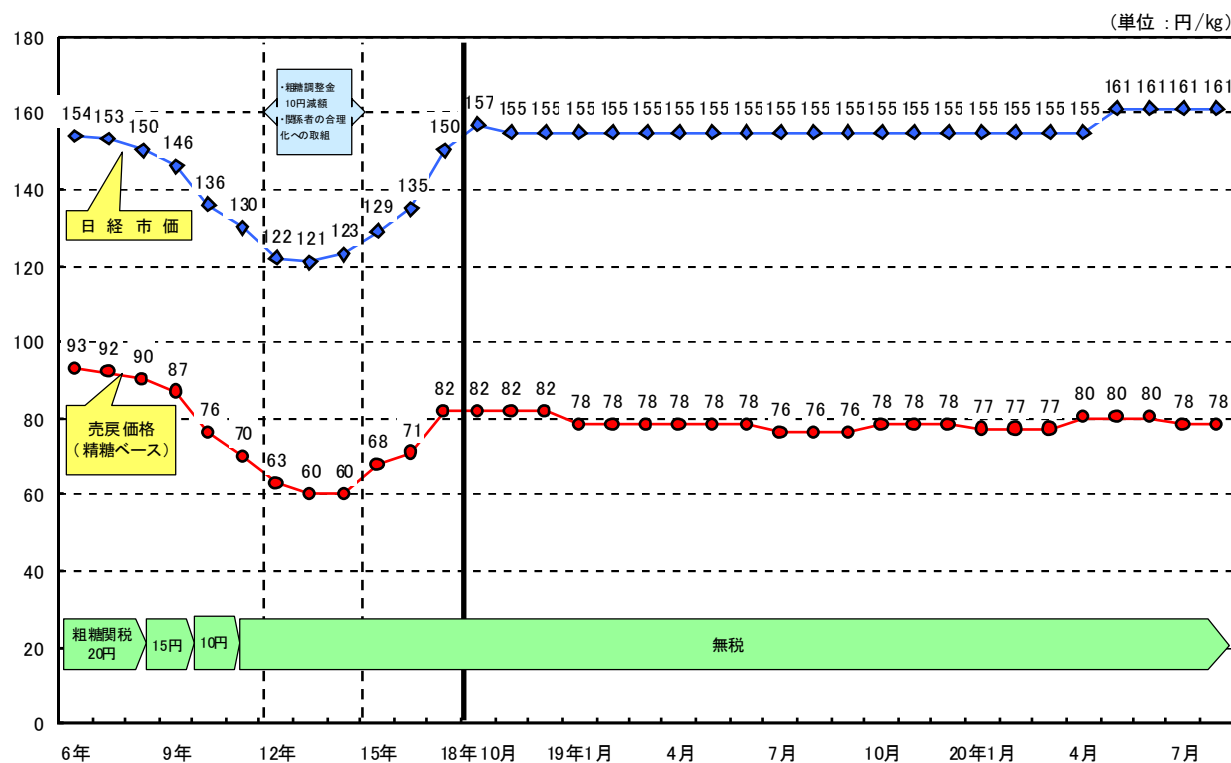
注1:砂糖年度(SY)とは、当該年の10月1日から翌年の9月30日までの期間である。

注2:17及び19砂糖年度におけるてん菜糖の数値は供給量である。

(2) 砂糖の価格・内外価格差の動向

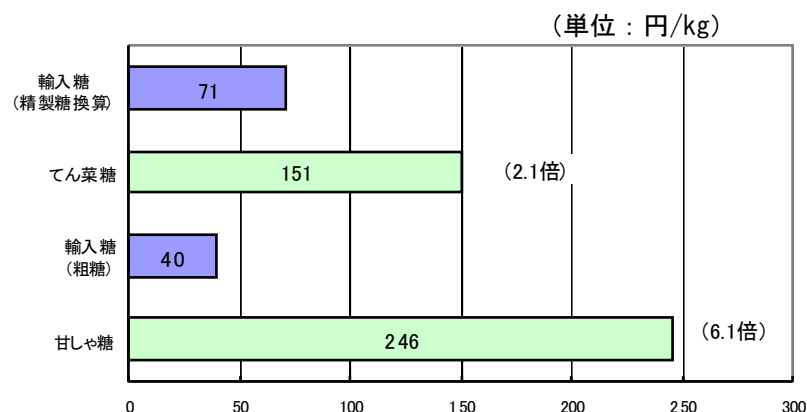
- 砂糖の市価は、関係者のコスト削減努力、関税の引下げ等により、低下傾向で推移していたが、近年の輸入粗糖価格の高騰等の影響により上昇。また、今般の原油価格の上昇等によるフレートの上昇に加え、包材費や製造コストの増嵩があることから、4月末に市価は6円上昇した。
- このような中、国内産糖の内外価格差（コスト格差）は、てん菜糖で2倍程度、甘しや糖で6倍程度となっており、内外価格差の縮小と国民負担の軽減を図るため、原料生産段階と砂糖製造段階の両段階において、コスト低減を図ることが必要。

○ 砂糖の市価の推移



注1： 日経市価とは、日本経済新聞の市中相場（東京、上白、30kg大袋入り）の価格（消費税抜き）である。
 注2： 日経市価は、17年までは各砂糖年度の平均値、18年10月以降は各月の平均値である。

○ 国内産糖の内外価格差（コスト格差）の現状（18SY）



2 てん菜・てん菜糖をめぐる現状と課題

(1) てん菜

- 北海道畑作農業においても高齢化の進行等により農家戸数は減少。この減少が続けば、10年後には、主要畑作地域の戸当たり経営規模を40～50ha程度に拡大していくことが必要。
- このため、現行の作付体系、機械化体系の下では畑作の経営規模は30～40haが限界とされる中で、てん菜については、投下労働時間が多いことから、一層の規模拡大のために地域の実情に応じて直播栽培等の導入により省力化を図ることが必要。

○ 畑作農家の経営規模別農家数の推移

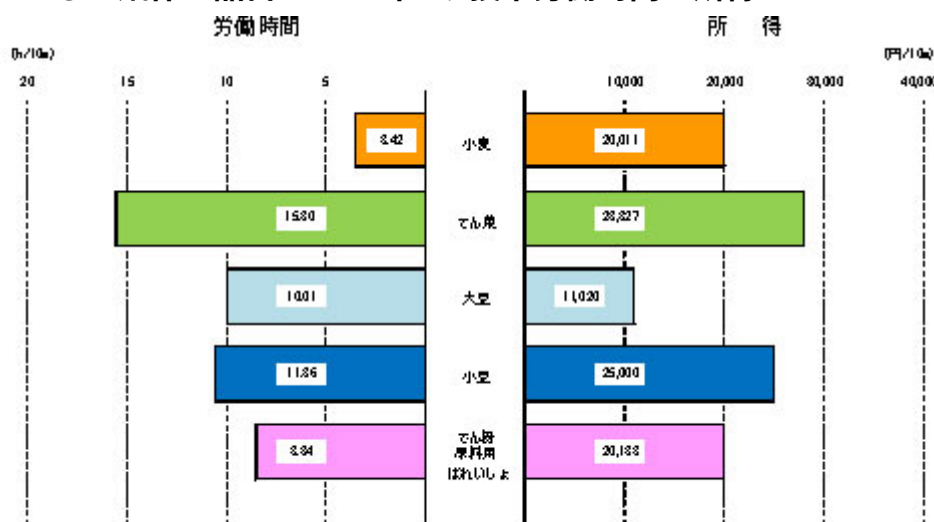
(単位：戸)

	5ha未満	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30ha以上
平成2年	5,750 (29.0%)	3,516 (17.7%)	5,294 (26.7%)	3,664 (18.5%)	1,613 (8.1%)
平成7年	3,291 (22.6%)	2,014 (13.9%)	3,730 (25.7%)	3,365 (23.1%)	2,137 (14.7%)
平成12年	2,661 (20.6%)	1,695 (13.1%)	2,892 (22.4%)	2,959 (22.9%)	2,709 (21.0%)
平成17年	2,186 (17.8%)	1,512 (12.3%)	2,610 (21.3%)	2,792 (22.8%)	3,166 (25.8%)

資料：農林水産省「農林業センサス」（北海道）

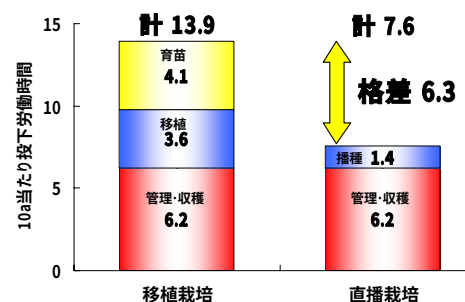
注：畑作農家とは、「麦類作」、「雑穀・いも類・豆類」、「工芸農作物」のいずれかの販売金額が一位の農家である。

○ 畑作5品目の10a当たり投下労働時間と所得



資料：「農業経営統計調査（18年度・北海道）」（小豆以外は生産費統計、小豆は品目別栽培）

○ てん菜直播の導入効果

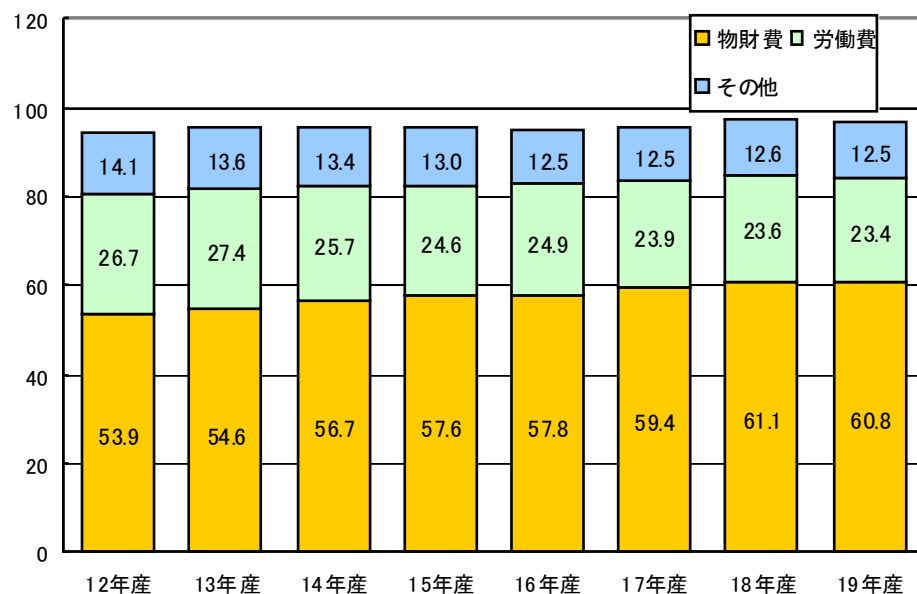


資料：てん菜直播栽培マニュアル2004（社）北海道てん菜協会作成

- また、てん菜については、近年の生産量が大幅に増加する中で、生産費の削減は図られず、物財費については増加傾向。てん菜の販売額のうち18年産で約4割を占める公的負担額については、16年産以降減少傾向で推移。
- 今後は、需要に応じた生産を図るとともに、国民負担の低減の観点から、一層のコスト削減を図ることが必要。

○ てん菜の生産費の推移

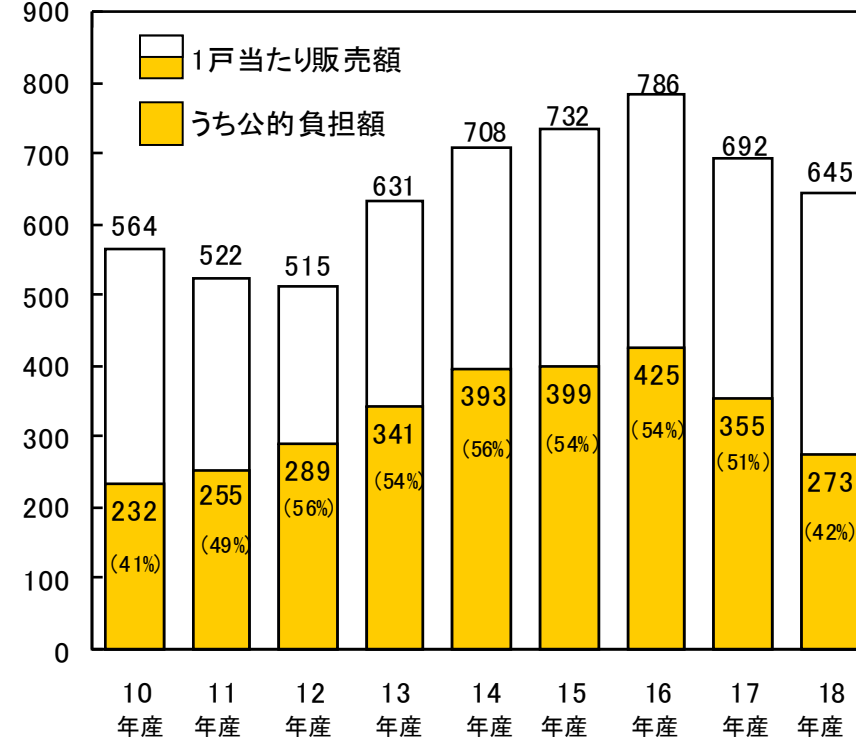
(単位：千円/10a)



資料：農林水産省「農業経営統計調査」

○ てん菜の販売額及び公的負担額の推移

(万円)



注：16年産でん菜糖については、生産者はてん菜糖トン当たり5,530円（てん菜トン当たり1,000円相当）を負担しており、1戸当たり平均負担額は約45万円となる。

(2) てん菜糖

- てん菜糖の製造段階については、これまで、原料てん菜の糖度向上に伴う歩留りの向上やてん菜糖製造事業者の合理化によりコスト低減が図られてきたところであるが、今後はこれらによるコスト削減が難しくなっていく中で、原料集荷区域制の廃止に併せて、原料輸送費の負担関係を含め、効率的な原料集荷体制とすること等によるさらなるコスト削減を検討する必要。

○ 近年のてん菜糖製造事業者の合理化の状況 (単位：億円、人)

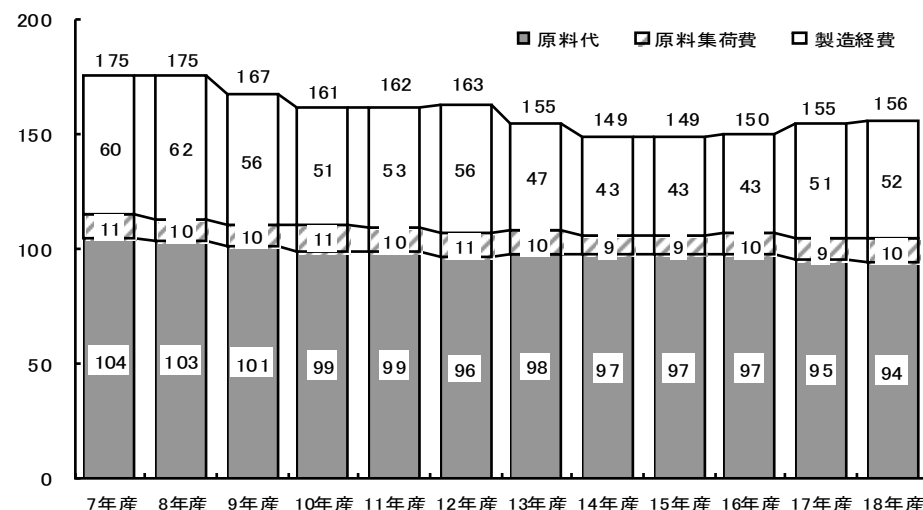
砂糖年度	元年	6年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
企業数 (工場数)	3 (8)	3 (8)	3 (8)	3 (8)	3 (8)	3 (8)	3 (8)	3 (8)	3 (8)
売上高 (製糖部門)	1,331 (1,063)	1,083 (845)	832 (605)	843 (607)	882 (636)	912 (657)	966 (701)	1,035 (773)	1,003 (738)
経常利益	39	8	13	9	20	25	13	48	29
従業員数	1,402	1,168	822	753	690	637	615	589	570

資料：農林水産省生産流通振興課調べ

注1：従業員数は、工場従業員数の計で、期首・期末の単純平均である。

注2：経常利益は、製糖及びビートパルプ部門のものである。

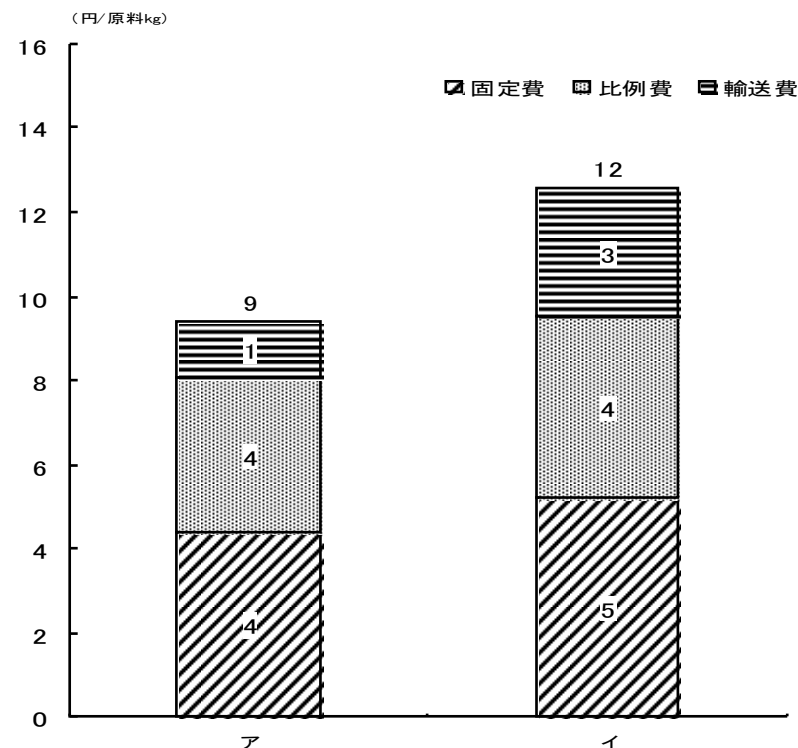
○ てん菜糖製造事業者の製造コストの推移 (単位：円/kg)



資料：農林水産省生産流通振興課調べ

○ てん菜糖の集荷製造経費(固定費、比例費)の比較

- ア 主要畑作地域に所在する6工場
イ 集荷区域の広い2工場



資料：農林水産省生産流通振興課調べ

注：平成16年産から18年産までの平均の数値。

3 さとうきび・甘しや糖をめぐる現状と課題

(1) さとうきび

- さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯である沖縄県及び鹿児島県南西諸島における代替困難な基幹作物として、地域の経済・社会を支える重要な作物。
- 一方、その生産構造をみると、農家戸数の減少と農業従事者の高齢化が進行しており、農家一戸当たり収穫面積については微増傾向にあるものの、依然として零細規模の農家が大宗を占めており、生産構造は極めて脆弱。

○ さとうきびの位置付け(平成18年)

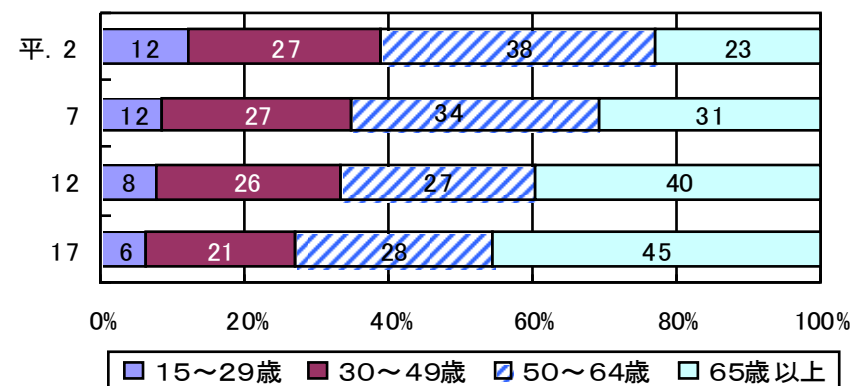
	栽培農家	栽培面積	農業産出額
鹿児島県南西諸島	80%	50%	37%
沖縄県	74%	63%	29%

資料) 農林水産省統計部、鹿児島県、沖縄県調べ

注) 栽培農家は農林業センサス平成17年の値。

注) 栽培面積は普通畑に占める割合、農業産出額は、耕種部門に占める割合である。

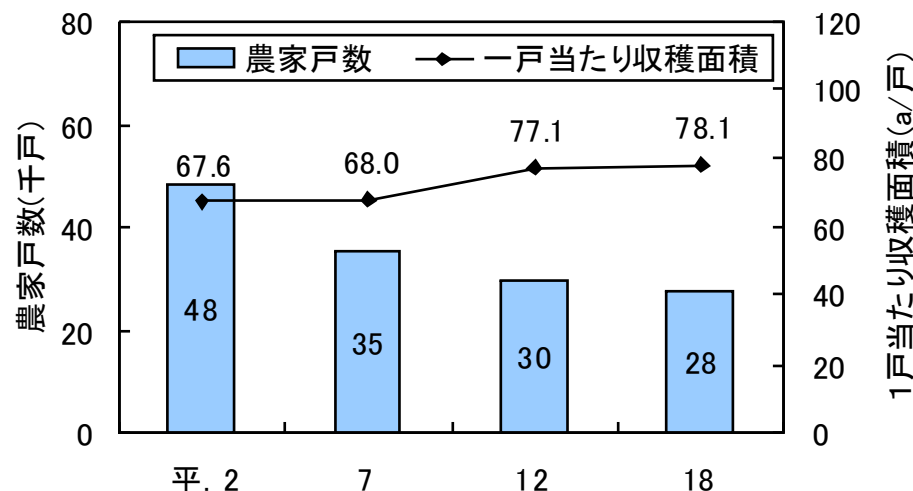
○ さとうきび生産農家の年齢構成の推移(沖縄県及び鹿児島県南西諸島)



資料) 農林水産省統計部「農林業センサス」(組替)

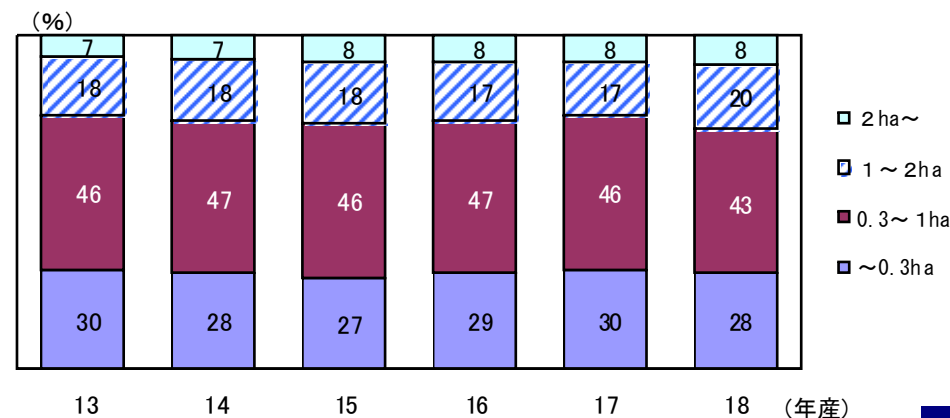
注) さとうきびを販売した農家の農業従事者が対象

○ さとうきび生産農家戸数と一戸当たり収穫面積の推移



資料) 鹿児島県、沖縄県調べ

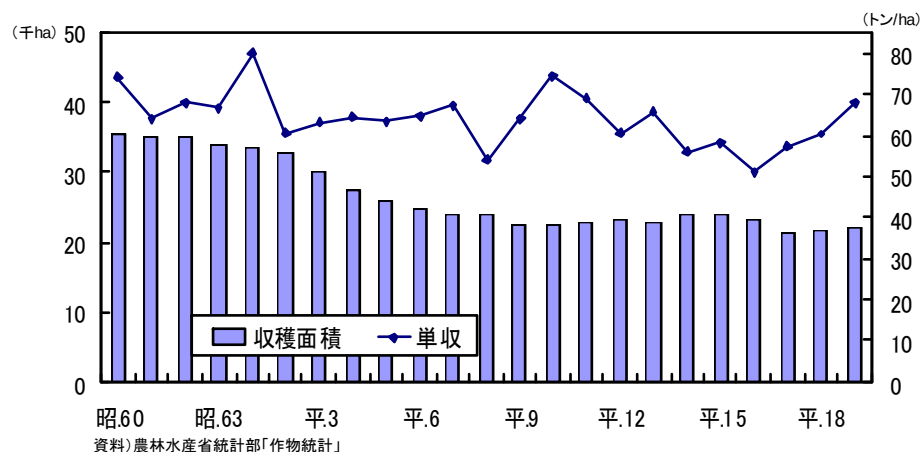
○ さとうきびの収穫規模別農家戸数割合の推移



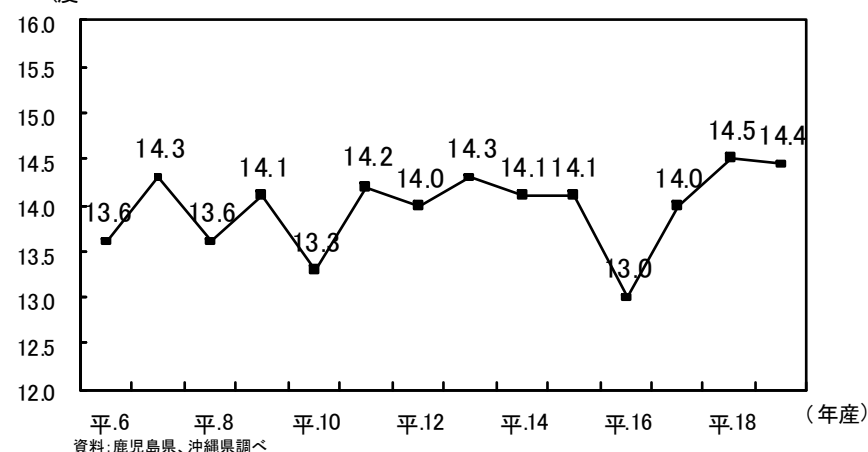
資料) 鹿児島県、沖縄県調べ

- さとうきびの収穫面積は横ばいないし減少傾向で推移し、平成16年産の生産量は、最過去最低を記録し、甘しや糖工場の操業度が大きく低下（平成16砂糖年度で62%）した。
- この状況を打破するため、農林水産省では「さとうきび増産プロジェクト会議」を立ち上げ、関係者一体となってさとうきびの増産に向けて努力してきているところ。ここ数年は生産量が増加しているが、さらなる増産に向けた努力が必要。
- また、大幅な内外価格差（コスト格差、甘しや糖で約6倍）が存在しており、さとうきびの粗収益の約8割が国等からの助成によるもの。国民負担の縮減に向けて生産コストの低減を図ることが課題。特に、労働費が生産費の約5割を占めており、全体の約4割を占める収穫作業を中心として、さらなる省力化を進める必要。

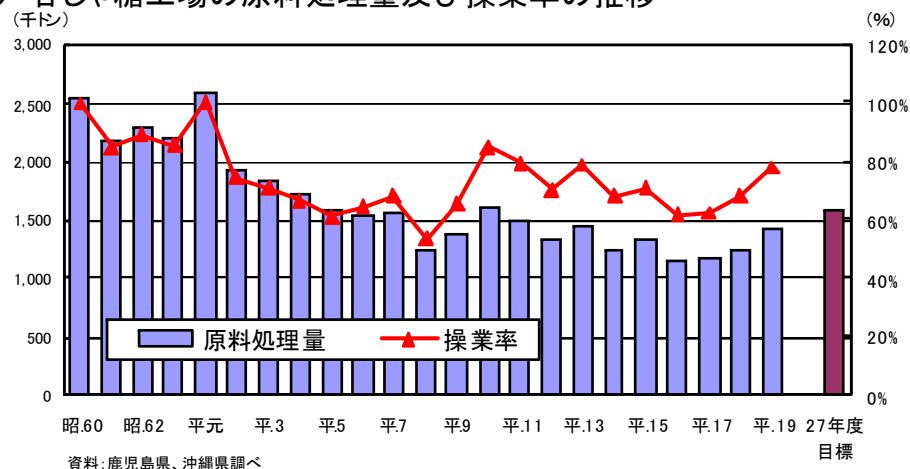
○ さとうきびの収穫面積と単収の推移



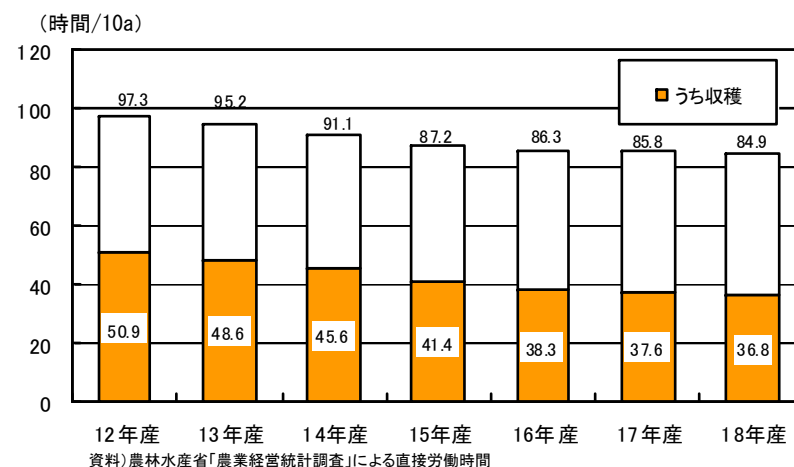
○ さとうきびの糖度の推移



○ 甘しや糖工場の原料処理量及び操業率の推移



○ さとうきび生産に係る労働時間の推移



(2) 甘しや糖

- 甘しや糖の製造段階については、原料処理量が低下する中で、人員の削減や工場の再編等製造事業者の合理化によりコスト低減が図られてきたところであるが、さらなるコスト低減に向けて、今後は、
- ① 地域の関係者によるさとうきび増産目標達成に向けた取組等を通じた操業度の確保
 - ② さとうきびの品質向上による歩留りの向上
- 等を検討することが必要。

○ 近年の甘しや糖製造事業者の合理化の状況

甘しや糖企業の合理化の状況

(単位：億円、人)

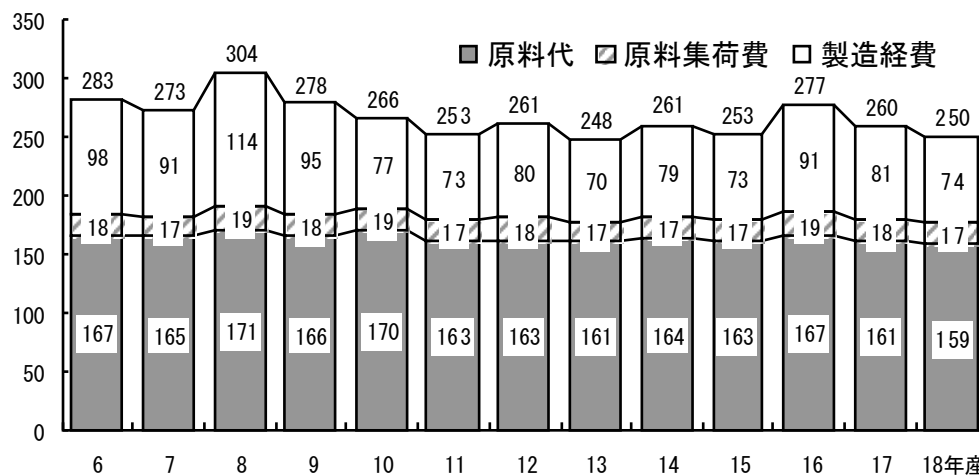
砂糖年度	元年	6年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
企業数	19	17	16	16	15	15	15	15	15
(工場数)	(23)	(21)	(18)	(18)	(18)	(18)	(17)	(17)	(17)
売上高	837	512	436	472	406	435	343	380	418
経常利益	31	▲ 22	6	15	4	17	▲ 17	21	10
従業員数	1,246	1,094	717	681	671	630	597	589	592

資料：農林水産省生産流通振興課調べ

注：従業員数は、工場従業員数の計で、期首・期末の単純平均

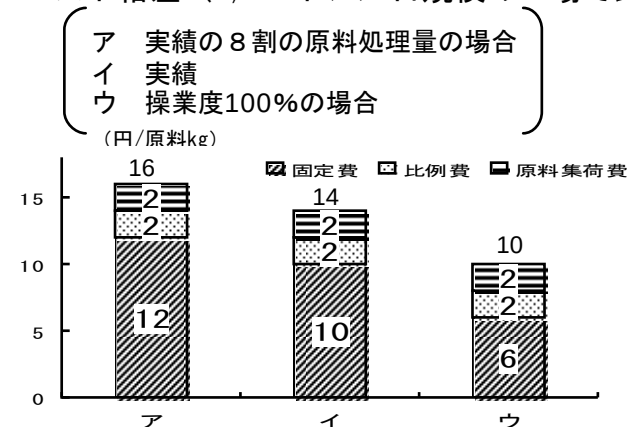
○ 甘しや糖製造事業者の製造コストの推移

(単位：円/kg)

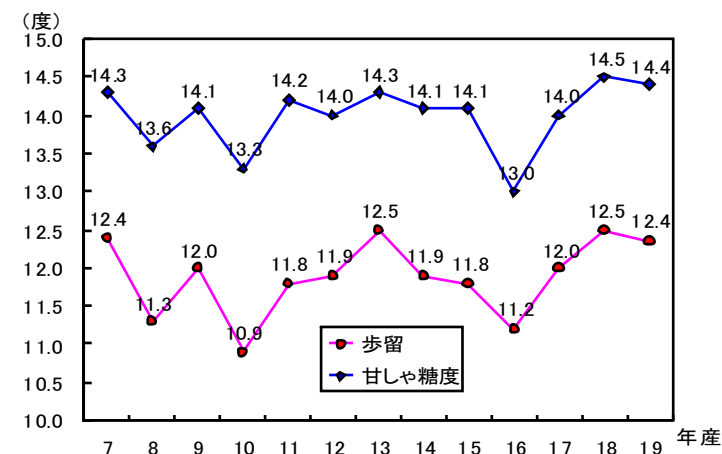


資料：農林水産省生産流通振興課調べ

○ 甘しや糖製造事業者の操業度の違いによるコスト格差 (1,000トン/日規模の工場と比較)



○ 甘しや糖度と歩留りの推移



4 精製糖をめぐる現状と課題

- 現在、精製糖企業の工場数は18社13工場となっており、最近5年間で8工場を統廃合するなど、合併や共同生産工場化等による再編・合理化を推進。
- 一方、我が国の精製糖工場は、諸外国の精製糖工場の1／6～1／2程度の規模。
- 今後、WTO等国際環境が厳しくなる状況を踏まえれば、より一層の合理化による精製コストの削減を図ることが必要。

○ 近年の精製糖製造事業者の合理化の状況

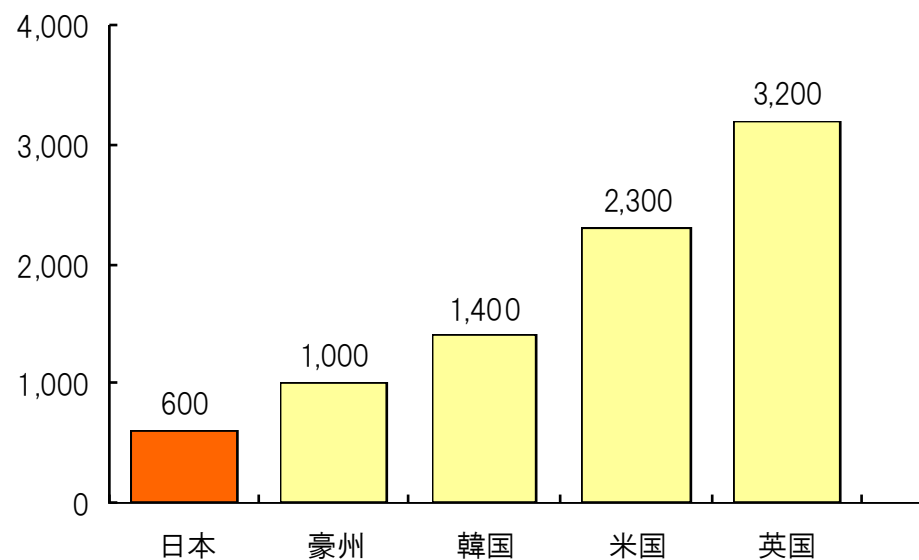
(単位：億円、人、%)

砂糖年度	12	13	14	15	16	17	18
企業数	21	20	20	20	18	18	18
(工場数)	(20)	(17)	(16)	(14)	(13)	(13)	(13)
売上高	2,797	2,657	2,573	2,575	2,618	2,700	2,869
(製糖部門)	(2,042)	(1,901)	(1,860)	(1,842)	(1,873)	(1,925)	(2,075)
経常利益	61	49	76	64	51	39	112
従業員数	3,016	2,858	2,621	2,496	2,334	2,271	2,160
(精製糖部門)	(1,869)	(1,807)	(1,605)	(1,555)	(1,432)	(1,359)	(1,322)
稼働率	63	61	77	80	84	83	83

注1： 企業数、工場数及び稼働率は砂糖年度末の、売上高、経常利益及び従業員数は会計年度末の数値である。

注2： 売上高、経常利益及び従業員数はコストヒアリング対象企業（11社）のものであり、経常利益は精製糖部門のものである。

○ 諸外国との精製糖工場の規模の比較 (単位：トン／日)



(工場数：13) ～ (工場数：4) ～ (工場数：3) ～ (工場数：8) ～ (工場数：1)

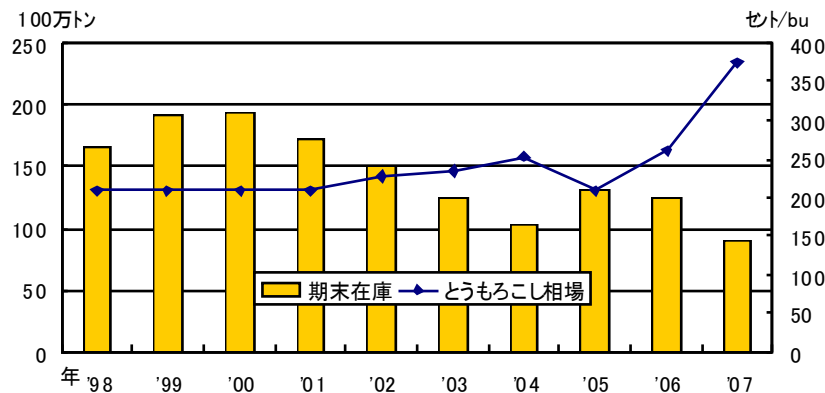
資料： LMC社調べ、日本は農林水産省生産流通振興課調べ

5 でん粉の需給・価格の動向

(1) でん粉の消費・需給の動向

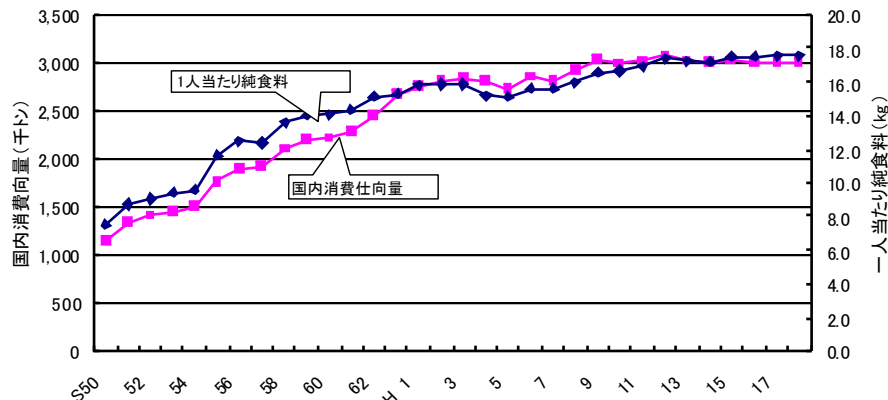
- とうもろこし相場は、エタノール用需要の増加から急激に上昇。
- でん粉は、甘味料、ビール、水産練製品、接着剤等多岐にわたって使用されており、近年、一人当たり消費量は17kg、需要量は300万トンで安定的に推移。
- でん粉供給量のうち国内産いもでん粉の供給量が全体の1割に当たる約30万トン。供給量の約8割に当たる250万トン強が輸入とうもろこしを原料とするコーンスターチであり、このほかに輸入でん粉等が供給されている。

○ とうもろこしの国際相場と在庫の推移



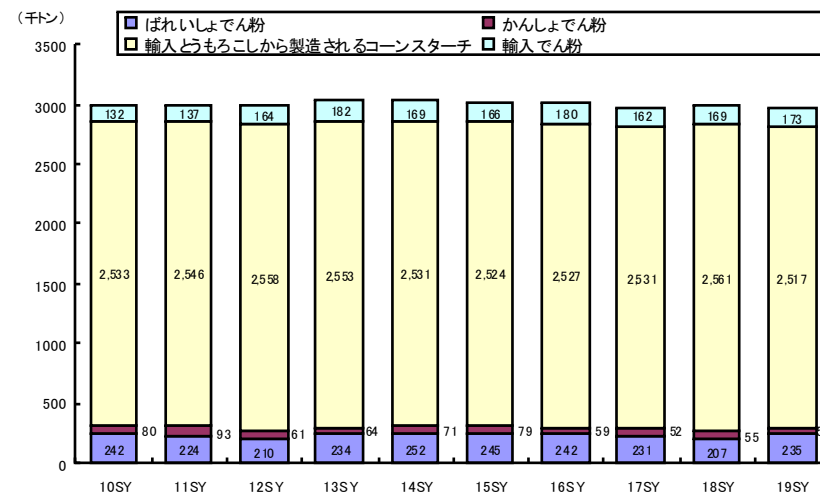
資料：在庫数量はUSDA公表資料、相場はシカゴ商品取引所公表の年平均

○ でん粉の消費量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

○ でん粉の生産量・輸入量の推移



資料：農林水産省生産流通振興課調べ

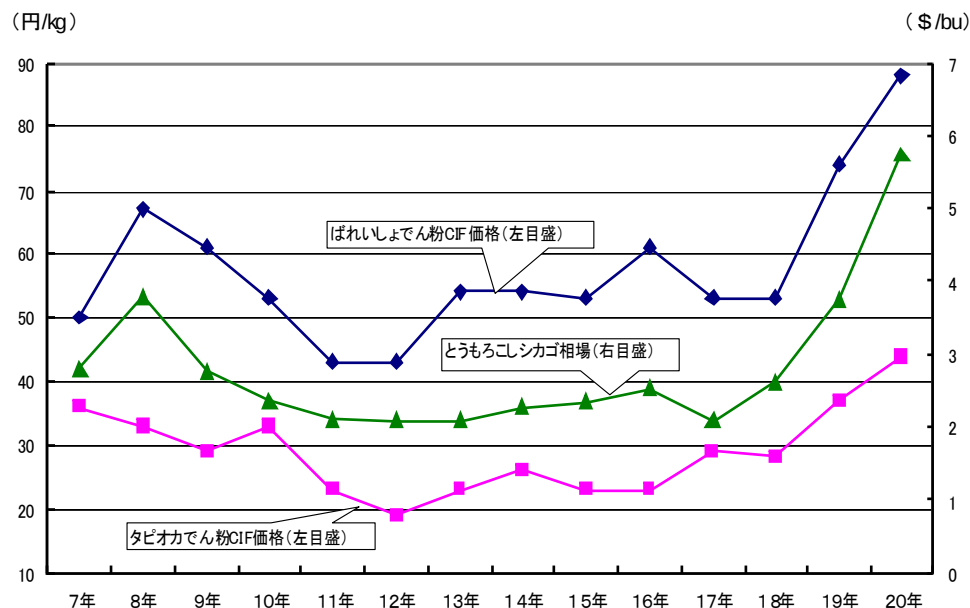
注：1. でん粉年度(SY)とは、当該年の10月1日から翌年の9月30日までの期間である。

2. 19SYは見込み数量。

(2) でん粉の価格・内外価格差の動向

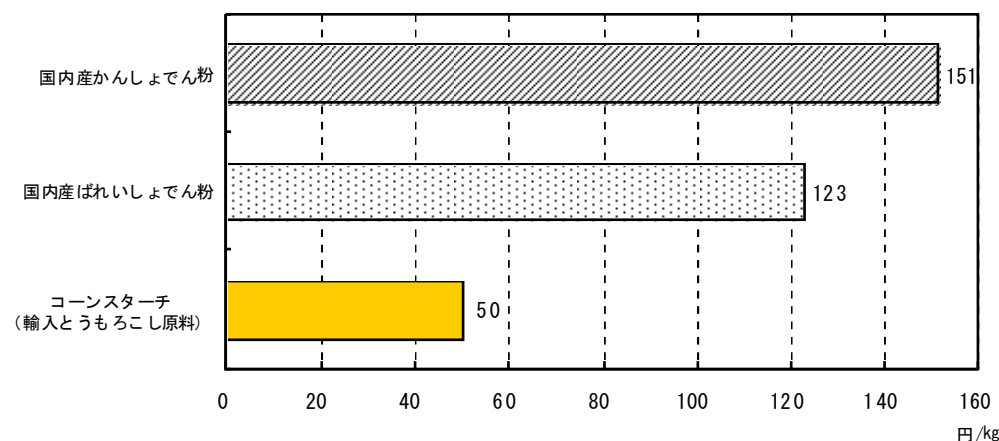
- 輸入とうもろこしの価格は、我が国の輸入量の9割を占める米国において、バイオエタノールの原料としての利用が急激に進展したことから高値で推移。
- 輸入ばれいしょでん粉価格は、EUにおける18年産の作柄不良により、急激に上昇。
- でん粉の内外価格差(コスト格差)は、輸入とうもろこしを原料とするコーンスターチに対し、国内産のばれいしょでん粉で2.5倍、かんしょでん粉で3倍程度。

○ でん粉の価格の推移



- 資料: 1. 財務省貿易統計(CIF価格)。
 2. シカゴ商品取引所公表のとうもろこし先物相場の期近ものの年平均(シカゴ相場)。
 3. 20年については、6月までの平均値。

○ 内外価格差(コスト格差)の現状 (平成18でん粉年度)



- 資料: 農林水産省生産流通振興課調べ
 注: 1. 国内産いもでん粉は中京CIF価格(販売経費・運賃等を含む)。
 2. コーンスターチ価格は、とうもろこしのCIF価格を歩留りで除し、コーンスターチ製造販売経費を加えて算定した価格。

6 ばれいしょ・ばれいしょでん粉をめぐる現状と課題

(1) ばれいしょ

- 北海道畑作農業においても高齢化の進展等により農家戸数は減少。この減少が続けば、10年後には、主要畑作地域の戸当たり経営規模を40～50ha程度に拡大していくことが必要。
- また、国民負担の低減を図る観点から、一層の生産コストの削減を図ることが必要があるが、近年の生産費は横ばいで推移。

○ 畑作農家の経営規模別農家数の推移

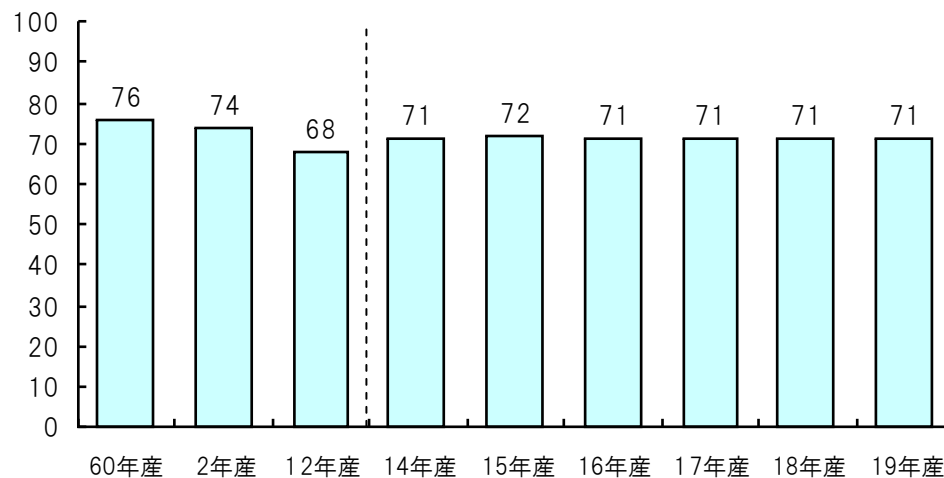
(単位：戸)

	5ha未満	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30ha以上
平成2年	5,750 (29.0%)	3,516 (17.7%)	5,294 (26.7%)	3,664 (18.5%)	1,613 (8.1%)
平成7年	3,291 (22.6%)	2,014 (13.9%)	3,730 (25.7%)	3,365 (23.1%)	2,137 (14.7%)
平成12年	2,661 (20.6%)	1,695 (13.1%)	2,892 (22.4%)	2,959 (22.9%)	2,709 (21.0%)
平成17年	2,186 (17.8%)	1,512 (12.3%)	2,610 (21.3%)	2,792 (22.8%)	3,166 (25.8%)

資料：農林水産省「農林業センサス」(北海道)

注：畑作農家とは、「麦類作」、「雑穀・いも類・豆類」、「工芸農作物」のいずれかの販売金額が一位の農家である。

○ でん粉原料用ばれいしょの生産費の推移(千円/10a)

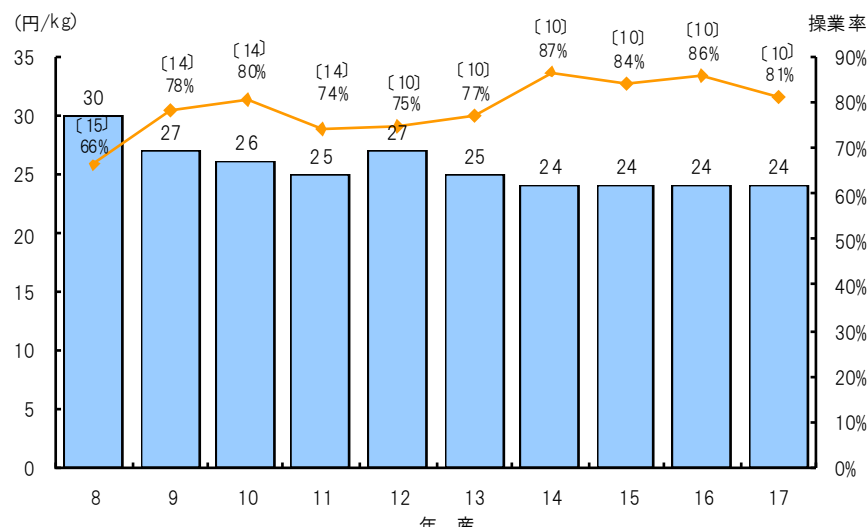


資料：農林水産省「農業経営統計調査報告」

(2) ばれいしょでん粉

- ばれいしょでん粉の加工経費は、これまで、工場の再編合理化等によりコスト低減が図られてきたところ。
- 今後は、生産者の所得確保の観点から、地域ごとの実情に応じ、ばれいしょでん粉については糖化製品から他用途への転換、原料となるばれいしょについては、でん粉原料用から加工食品用等他用途への転換を推進しつつ、生産体制の変化に対応した工場のあり方を検討する必要。

○ 農協系ばれいしょでん粉工場の操業率と加工経費の推移



資料：農林水産省生産流通振興課調べ
 注：〔 〕内の値はでん粉工場数。

○ 農協系ばれいしょでん粉工場の操業状況(19年産)

地域	工場数	処理量(ト)	操業率(%)	歩留(%)	(参考) 民間工場数
網走・根釧	5	580,915	82	22.1	1
十勝	3	397,601	103	21.2	1
道北・道央	1	25,057	35	20.5	2
道南	1	18,549	43	18.6	3
北海道	10	1,022,122	85	21.6	7

資料：農林水産省生産流通振興課調べ。
 注：操業率は、1日24時間で90日間操業した場合。

7 かんしょ・かんしょでん粉をめぐる現状と課題

(1) かんしょ

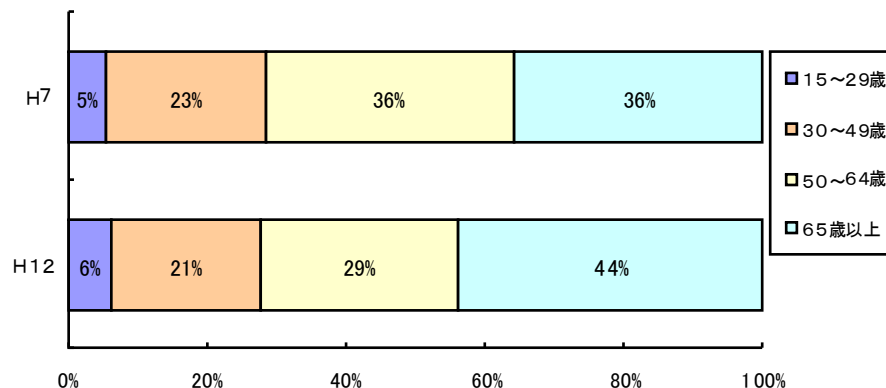
- かんしょは、保水力や有機質に乏しい火山灰土壌（シラス）が6割を占め、かつ台風の常襲地帯である南九州畑作地域の夏作における代替困難な作物として、地域の経済・社会を支える重要な作物。
- 一方、その生産構造をみると、農家戸数の減少と農業従事者の高齢化が進行しており、農家一戸当たりの作付面積については微増傾向にあるものの、依然として零細規模の農家が大宗を占めており、生産構造は極めて脆弱。

○ 鹿児島県におけるかんしょの位置付け（平成19年）

	栽培農家	栽培面積	農業産出額
鹿児島県	21%	21%	12%

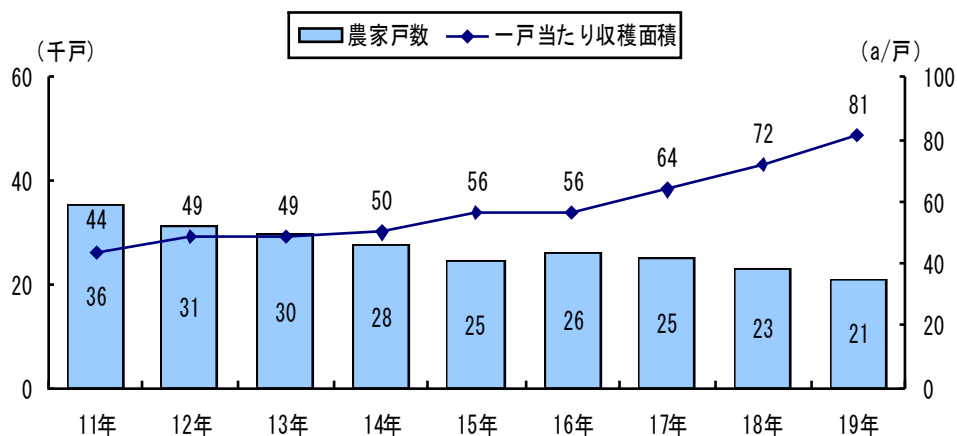
資料：農林水産省、鹿児島県調べ
 注：栽培面積は普通畑に占める割合、農業産出額は、耕種部門に占める割合である。
 ※農業産出額は18年のデータ。

○ かんしょ生産農家の年齢構成の推移（鹿児島県）



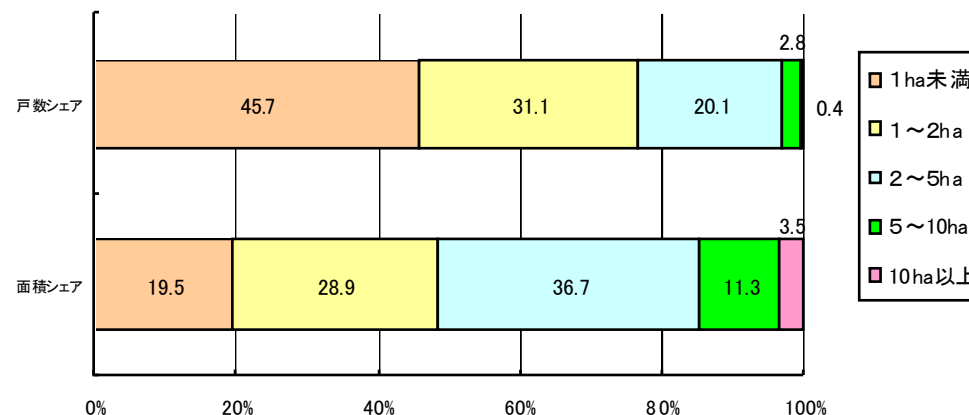
資料：1995年、2000年農林業センサス（組替）
 注：かんしょの販売金額が総販売金額の6割以上を占める農家の農業従事者が対象。

○ かんしょ作付農家の戸数と一戸当たり収穫面積の推移



資料：宮崎県、鹿児島県調べ

○ かんしょ作付農家の経営面積規模別割合（鹿児島県）

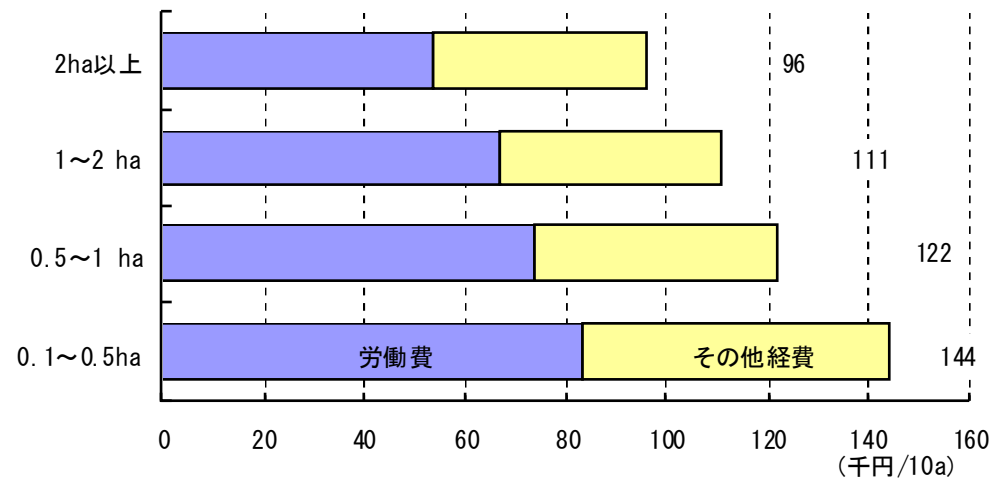


資料：2000年農林業センサス（組替）

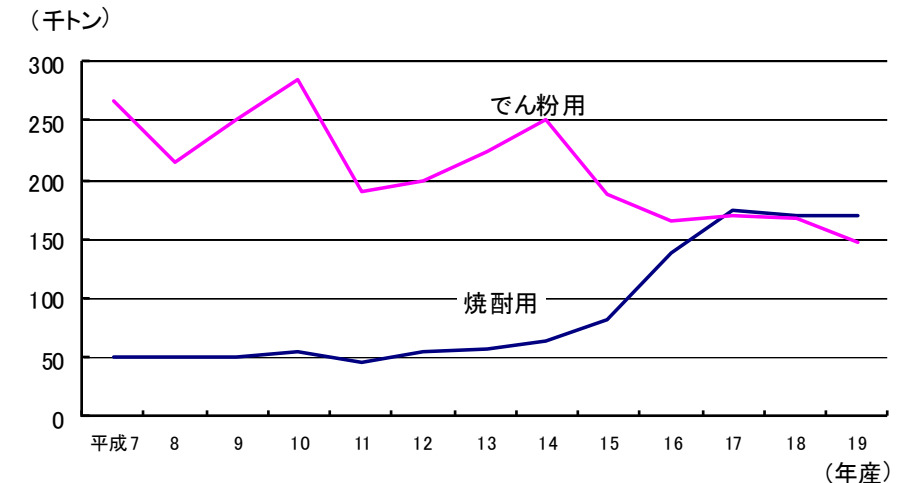
○ でん粉原料用かんしょ生産については、高齢化が進行する中で、労働費が生産費の6割を占めていることから、機械化一貫体系の導入による省力化を図るため、担い手への農地・作業の集積や生産組織の育成を加速化させ、国民負担の縮減の観点からも生産コストの低減を図ることが必要。

○ 近年、焼酎用かんしょ需要の増加等からでん粉原料用の集荷が減少。

○ でん粉原料用かんしょの作付規模別10a当たり生産費（18年産）



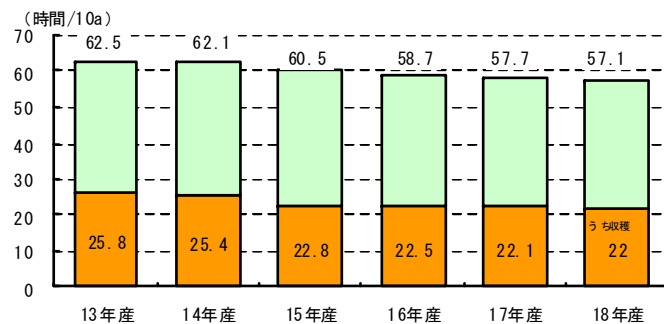
○ 焼酎原料用かんしょの供給量の推移（鹿児島県）



資料：都道府県報告による農林水産省生産流通振興課調べ

資料：農林水産省「農業経営統計調査報告」

○ でん粉原料用かんしょ生産の10a当たり労働時間の推移

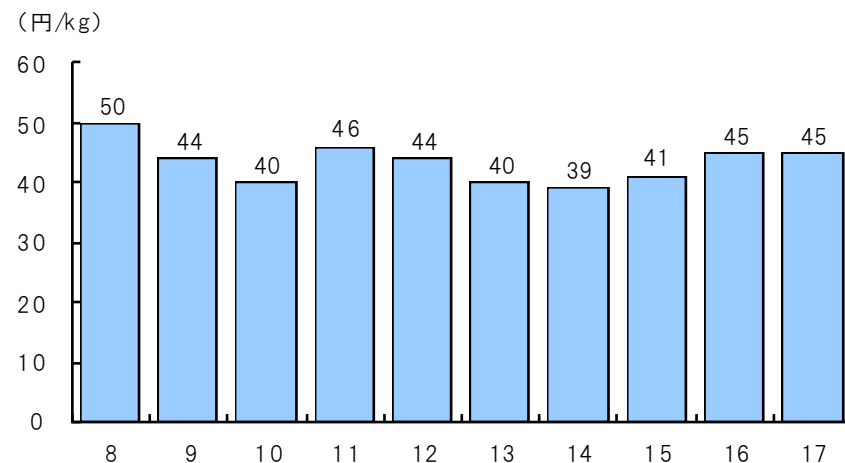


資料：農林水産省「農業経営統計調査報告」による直接労働時間

(2) かんしょでん粉

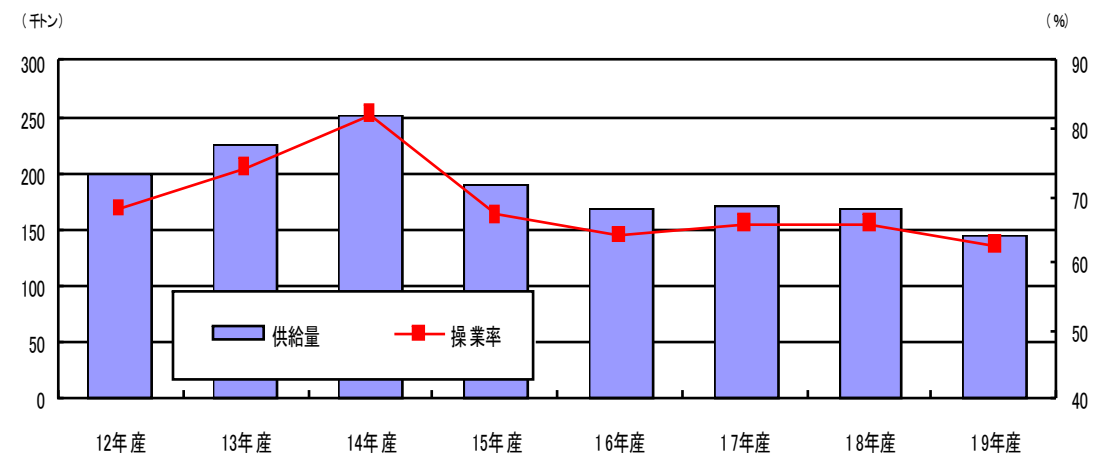
- かんしょでん粉の加工経費は、これまで、優良品種の普及や工場の再編合理化等によりコスト低減が図られてきたところであるが、近年、原料供給量が減少したため操業率が低下。
- 原料処理量に見合った生産体制にするため、でん粉工場の再編を早急に進め、生産性の高い工場に集約することが必要。

○ かんしょでん粉工場の加工経費の推移



資料: 農林水産省生産流通振興課調べ

○ でん粉原料用かんしょ供給量及びかんしょでん粉工場の操業率の推移 (南九州)



資料: 農林水産省生産流通振興課調べ

○ かんしょでん粉工場の再編の状況

年産	工場数	操業率 (%)	操業能力 (t)	17年産対比
17年産	28	66.1	256,784	100.0
18年産	26	66.2	253,764	98.8
19年産(見込)	23	63.4	229,167	89.2

8 砂糖・でん粉に係る制度について

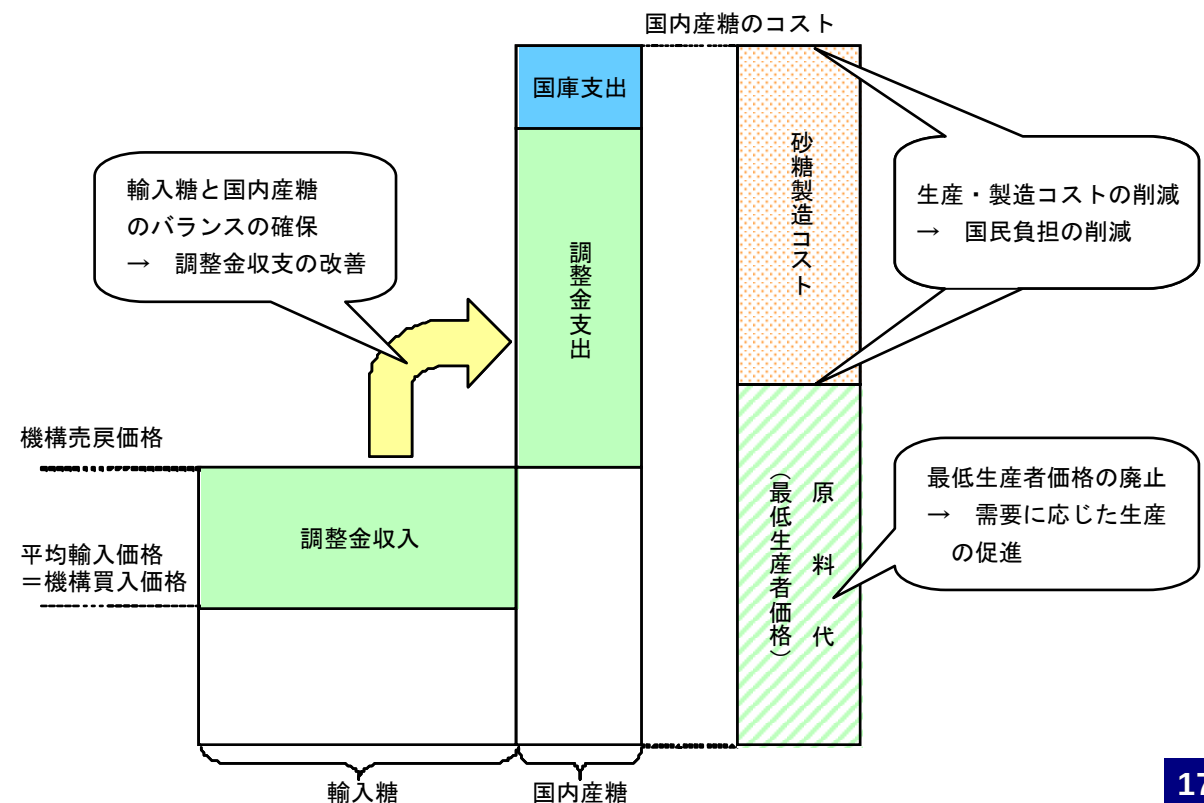
(1) 制度の基本的な仕組みと考え方について

- 砂糖については、糖価調整制度の下、輸入糖と国内産糖との内外コスト格差を是正するため、
 - ① 輸入糖等から調整金を徴収するとともに、
 - ② これを主な財源として、国内産糖及びその原料となる甘味資源作物に対する政策支援を実施しているところ。
- その際、従前の制度では、輸入糖から徴収した調整金を主な財源として、政府が定めた最低生産者価格以上で買い入れられた甘味資源作物を原料として製造された国内産糖について交付金を交付していたが、需要に応じた生産を促進する等の観点から、平成19年からは最低生産者価格を廃止し、市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度に移行。

○ 砂糖に係る制度の基本的枠組み

- 輸入糖と国内産糖との内外のコスト格差の是正とこれに要する財源の確保を図る現行の糖価調整制度の枠組みは維持しつつ、甘味資源作物の生産から砂糖の製造までの各段階においてコスト削減を進めることにより、国民負担を低減。
- 甘味資源作物の最低生産者価格を廃止し、市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度へ移行することにより、需要に応じた生産を促進。
- 輸入糖と国内産糖とのバランスを確保する仕組みを導入することにより、近年悪化している調整金収支を改善。

○ 砂糖に係る制度の基本的考え方



○ でん粉については、従前は関税割当制度の下、コーンスターチ製造業者等に対し、国内産いもでん粉の引き取りを条件にコーンスターチ用輸入とうもろこし等の関税を無税とする一次関税枠を割り当てる、いわゆる抱合せ措置を実施。

○ 今般、

- ① 抱合せ措置を廃止する一方、従前の負担関係を変更することなく国際規律の強化に対応し得る透明性の高い制度へ移行するため、
- ② コーンスターチ用輸入とうもろこし等から新たに調整金を徴収する仕組みを平成19年から導入したところ。

加えて、需要に応じた生産を促進するため、でん粉原料用いもの最低生産者価格を廃止し、市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度へ移行。

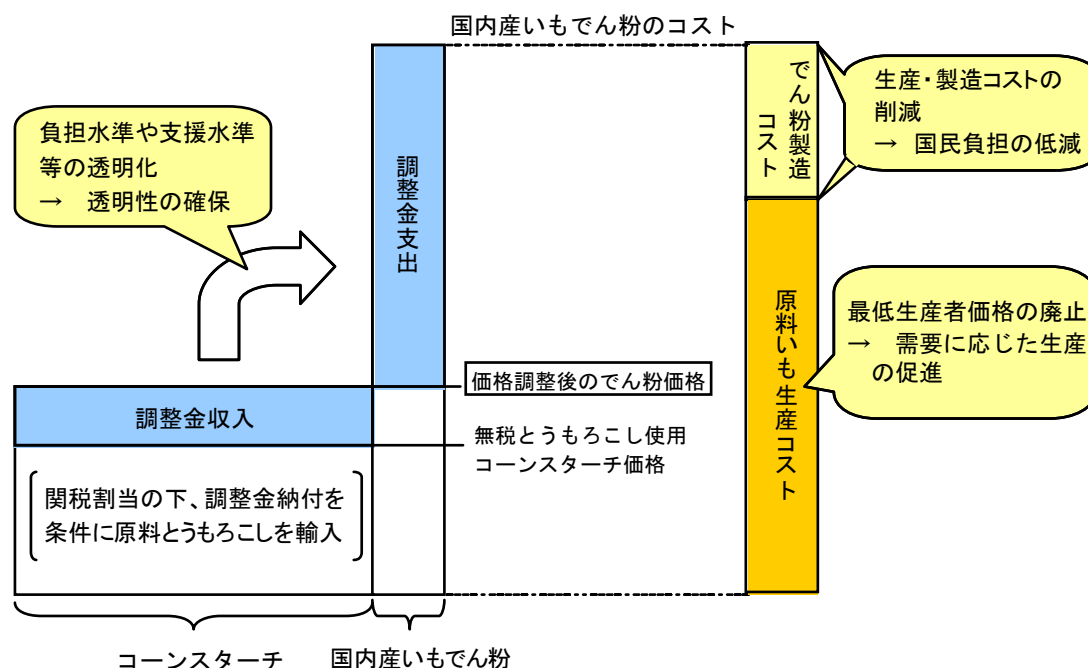
○ でん粉に係る制度の基本的枠組み

○ 輸入とうもろこしから製造されるコーンスターチ等と国内産いもでん粉との内外のコスト格差の是正とこれに要する財源の確保を図りつつ、でん粉原料用いもの生産からでん粉の製造までの各段階においてコスト削減を進めることにより、国民負担を低減。

○ 最低生産者価格を廃止し、市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度へ移行することにより、需要に応じた生産を促進。

○ コーンスターチ用輸入とうもろこし等の関税割当制度を維持しつつ、でん粉需給に関する協議の場を通じて、国内のでん粉需給の安定を確保。

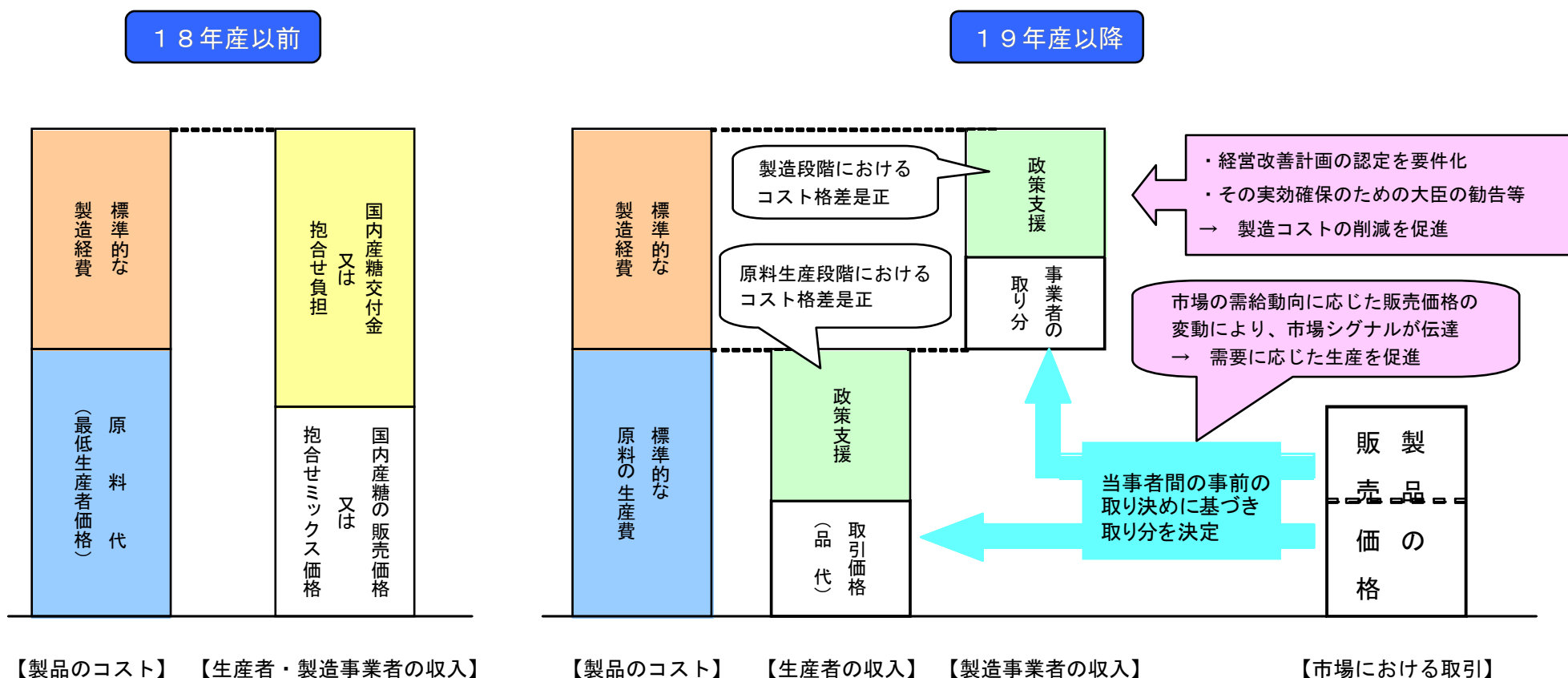
○ でん粉に係る制度の基本的な考え方



(2) 生産者及び製造事業者に対する政策支援の考え方

- 最低生産者価格の廃止後における原料作物の取引価格は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式（収入分配方式）により形成。
- このとき、生産者は取引価格だけでは生産コストを賄うことができないため、取引価格と生産費の差に着目した支援を実施。
- また、最大限の合理化が行われることを前提に、製造事業者に対する支援を実施。

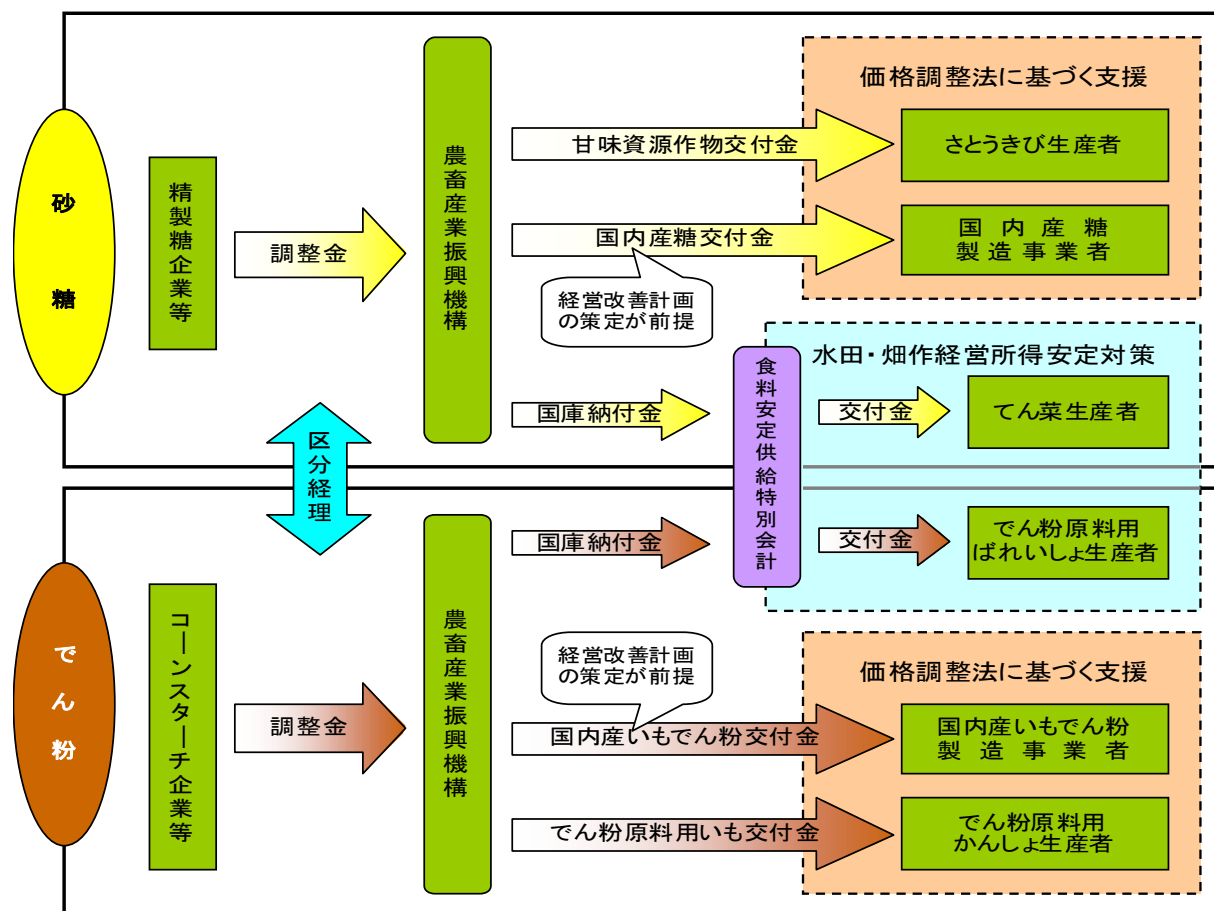
○ 政策支援のイメージ



(3) 政策支援における資金の流れ等

- 改正糖価調整法に基づく砂糖及びでん粉に係る価格調整に関する業務は、農畜産業振興機構において、砂糖及びでん粉に係る経理を区分しつつ実施。
- さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る政策支援、製造事業者に対する政策支援は、農畜産業振興機構において、改正糖価調整法に基づく支援として実施。
- てん菜及びでん粉原料用ばれいしょに係る政策支援は、国において、麦・大豆等とともに、担い手の経営安定を図る水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）として実施。その際、農畜産業振興機構から国庫へ調整金の一部を納付し、これらの政策支援の財源に充当。

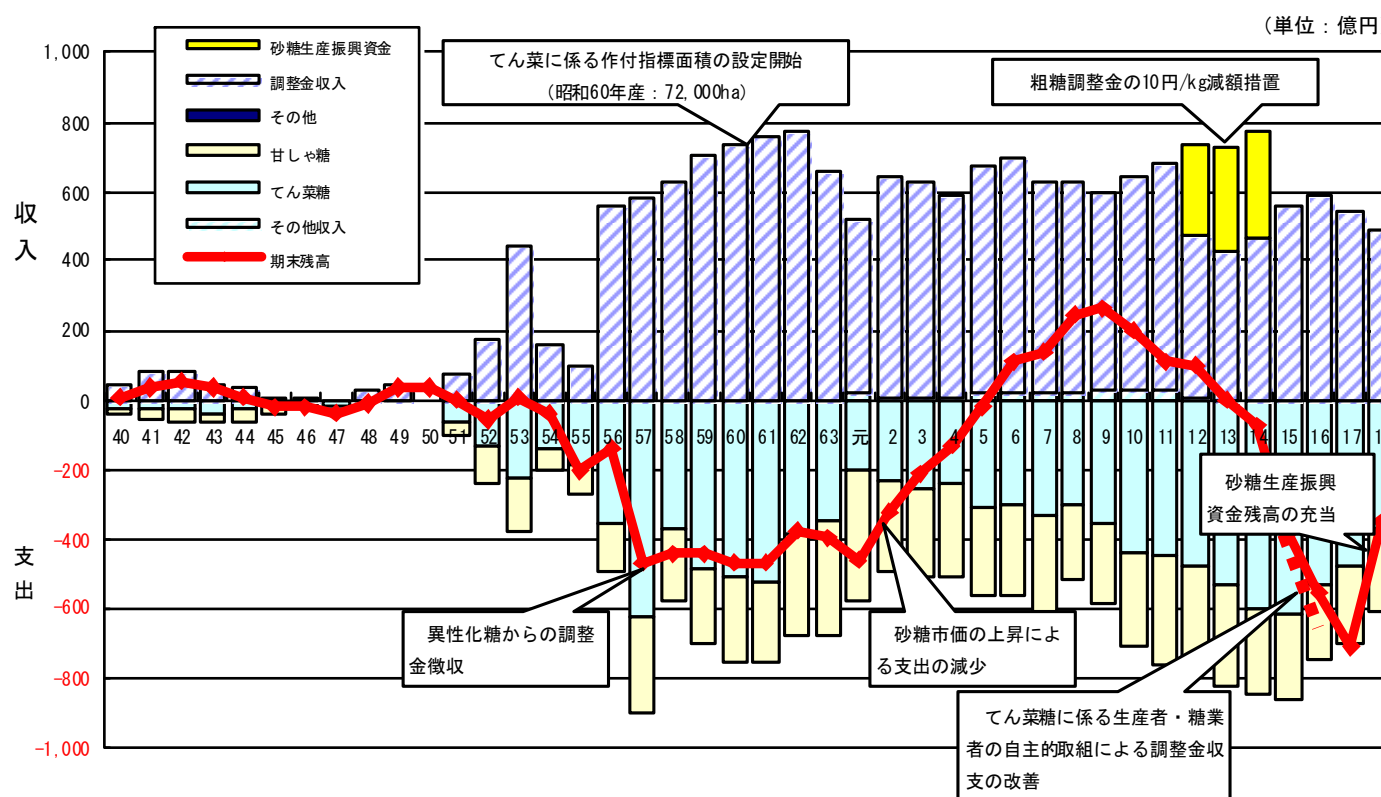
○政策に係る資金の流れ（イメージ）



(4) 砂糖の調整金収支の現状

- 昭和50年代には、異性化糖の需要量の増加やてん菜の作付面積の拡大等により調整金収支に400億円を上回る赤字が発生。
- 昭和57年に異性化糖から調整金を徴収する等の制度改正を行い、調整金収支の単年度均衡を回復。その後、平成元年に入って砂糖市価が上昇したこと等により、平成6SYに至って、ようやく累積差損が解消。
- 平成10SY以降、再び国内産糖の生産量が増大したこと等に伴い、単年度収支が赤字に転じるとともに、特に最近のてん菜糖の過剰基調の下、平成17SY末の累積差損は約700億円。
- こうした中で、平成12年以降、生産者、国産糖事業者、精製糖事業者の生産性向上、合理化対策等の事業の原資とされてきた砂糖生産振興資金の平成17SY末の使用可能な残額約470億円を、平成18年10月末に累積差損の圧縮のために充当。

○ 砂糖の調整金収支の推移



(単位：億円)

砂糖年度	対前年増減	期末残高
13	▲ 98	1
14	▲ 79	▲ 78
15	▲ 306	▲ 384
16	▲ 164	▲ 548
17	▲ 158	▲ 706
18	▲ 115	▲ 349
19 見込	約 ▲ 90	約 ▲ 440

注) 平成18年10月末に砂糖生産振興資金470億円を充当。

(5) 砂糖に係る制度の維持に向けたこれまでのてん菜・てん菜糖関係者の取組について

- 16年産てん菜糖については、産糖量のうち約70万トンを超える部分を、生産者・糖業者の共同の拠出により交付金対象外としたところ。
- 17年産てん菜糖については、産糖量のうち67.46万トン（64万トン＋5％程度）を超えるものについて交付金対象外とするとともに、17SYにおける供給数量を70万トンに設定。これに併せて、生産者団体において、作付指標面積に加えて新たに基準産糖量を配分するなど計画生産を徹底するための取組を実施。
- 18年産てん菜糖については、交付対象数量を64.7万トンに、供給上限を17年産で市場隔離されたものと併せて70万トンに設定。その際、生産基盤を維持しつつ産糖量調整を図る観点から、関係者の共同により17年産に係る取組を継続する一方、特に早期出荷の前倒しに取り組むなどにより計画生産を実施。
- 19年産てん菜糖については、交付対象数量を64万トンに、供給上限を18年産で市場隔離されたもの（実際はゼロ）と併せて68.4万トンに設定。
- 20年産てん菜糖については、交付対象数量を64万トンに、供給上限は、19年産で市場隔離されたもの（2.5万トン）と併せて68.4万トンに設定。また、バイオ燃料実証事業に向けた、原料てん菜の集荷計画を策定。

年産	交付対象数量 (万トン)	対 応	調整金 単年度収支 (億円)	期末残高 (億円)
15	74.4		▲ 306	▲ 384
16	70.4	○ 産糖量のうち約70万トンを超える部分を、生産者と糖業者の共同の拠出（約70億円相当）により交付金対象外	▲ 164	▲ 548
17	67.46	○ 供給上限を70万トンに設定 ○ 供給上限の範囲内であって交付金対象外となるものについては、生産者に市場シグナルが直接伝わるよう、委託加工販売方式による生産・流通を試行的に導入 ○ その他、生産者・糖業者の取組として①作付指標面積の遵守等計画生産の徹底、②交付金対象外となるてん菜糖に係る原料価格の水準の産地への事前提示、③早期出荷への取組、④直播栽培・緑肥導入の促進、等を積極的に推進	▲ 158	▲ 706
18	64.7 (不作により 交付実績 数量は63.6)	○ 供給上限は、17年産で市場隔離されたものと併せて70万トンに設定 ○ 交付金対象外のてん菜糖に係る委託加工販売方式による生産・流通は、引き続き実施（不作により実績はゼロ） ○ 基準産糖量の生産現場での配分等に加え早期出荷の前倒しにより計画生産を更に徹底	▲ 115	▲ 349 (砂糖生産 振興資金 充当後)
19	64.0 ※改正糖調法に 基づき、交付対 象数量に制限	○ 供給上限は、18年産で市場隔離されたもの（実際はゼロ）と併せて68.4万トンに設定 ○ 交付金対象外のてん菜糖に係る委託加工販売方式による生産・流通は、引き続き実施 ○ 引き続き計画生産を徹底	約▲ 90 (見込み)	約▲ 440 (見込み)
20	64.0 ※改正糖調法に 基づき、交付対 象数量に制限	○ 供給上限は、19年産で市場隔離されたもの（2.5万トン）と併せて68.4万トンに設定 ○ 交付金対象外のてん菜糖に係る委託加工販売方式による生産・流通は、引き続き実施 ○ バイオ燃料実証事業に向けた、原料てん菜の集荷計画の策定等 ○ 引き続き計画生産を徹底		

注：交付対象数量は、産糖量ベースのものである。

9 さとうきび・でん粉原料用かんしょの経営安定対策の担い手の考え方

- さとうきび及びでん粉原料用かんしょの経営安定対策は、零細な生産構造や地理的な制約等を踏まえ、認定農業者等や一定の作業規模を有する者のほか、共同利用組織に参加している者や基幹作業を委託している者も対象者として位置付け。

①認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織

②一定の作業規模を有する者

③上記のほか、

(i)一定の作業規模を有する共同利用組織に参加している者

(ii)①②に該当する者、一定の作業規模を有する受託組織・サービス事業体に基幹作業を委託している者

④地域の実情に配慮し、受託組織等が存在しない地域についての特例を設定(県知事からの申請に基づき国が別途基準を設定)

○ 一定の作業規模(収穫作業)の具体的水準

	個人	組織
さとうきび	1ha	4.5ha
かんしょ	0.5ha	3.5ha

(注)作業規模に算入する面積は、経営面積(収穫作業を自ら行う部分)+収穫作業の受託面積

当分の間、以下のいずれか1作業

【さとうきび】

①耕起・整地、②株出管理、③植付け、④収穫

【かんしょ】

①育苗、②耕起・整地、③畝立て・マルチ、④植付け、⑤収穫

【受託組織等が存在しない地域における特例】

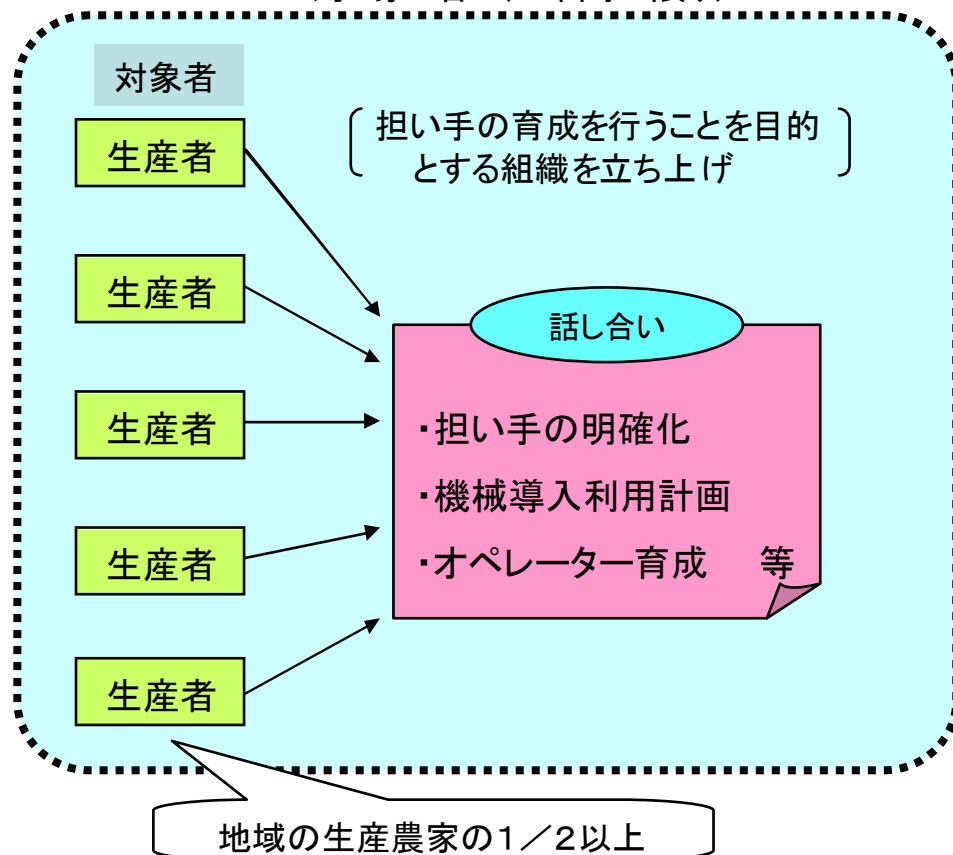
3年間(平成19年度から21年度まで)に限って、地域の生産農家の2分の1以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を対象とすることができる。

＜特例の考え方＞

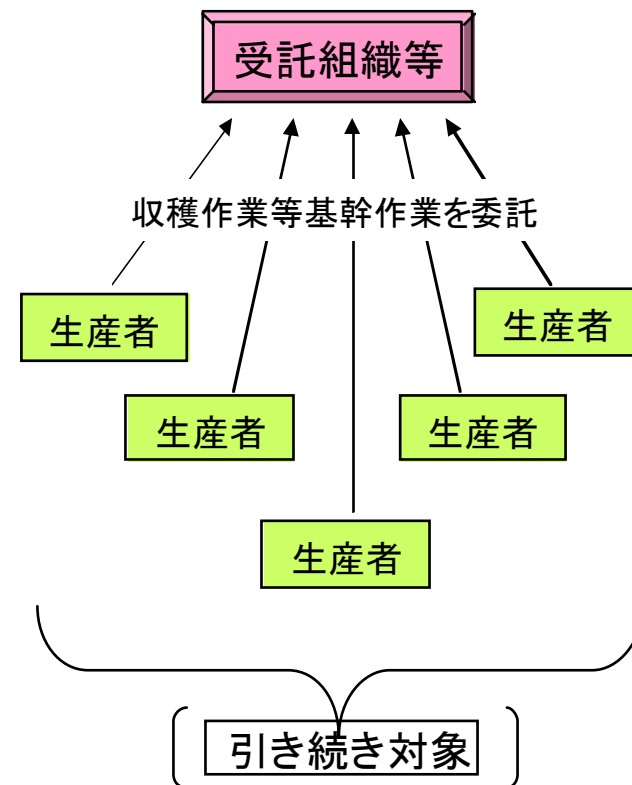
- 地域の実情に配慮し、3年間（平成19年度から21年度まで）に限り、対象要件の特例を設定。
- 具体的には、受託組織等が存在しない地域において、地域のさとうきび・でん粉原料用かんしょ生産農家の1／2以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を対象としている。

受託組織等が存在しない地域

－ 対象者（3年間に限り）－



担い手の
育成等に向
けた取組
みを実施
(3年間)



10 交付手続きの状況

(1) 交付対象要件の確認

- 19年産のさとうきび及びでん粉原料用かんしょの全ての農家が対象となるよう、農畜産業振興機構などの関係機関が一体となって生産者への説明会をはじめ精力的な取組を実施。

○ 対象要件の確認申請状況

さとうきび

県名	① 認定農業者等	② 一定の作業規模を有する者	③ 共同利用組織への参加者・基幹作業委託者	④ 特例 (担い手育成組織への参加者)	計
鹿児島県	817 (9%)	694 (8%)	4,940 (54%)	2,760 (30%)	9,211 (100%)
沖縄県	308 (2%)	1,585 (9%)	4,358 (26%)	10,675 (63%)	16,926 (100%)
計	1,125 (4%)	2,279 (9%)	9,298 (36%)	13,435 (51%)	26,137 (100%)

資料:農畜産業振興機構

でん粉原料用かんしょ

県名	① 認定農業者等	② 一定の作業規模を有する者	③ 共同利用組織への参加者・基幹作業委託者	④ 特例 (担い手育成組織への参加者)	計
宮崎県	20 (11%)	123 (66%)	43 (23%)	0 (0%)	186 (100%)
鹿児島県	779 (8%)	5,022 (49%)	378 (4%)	4,037 (40%)	10,216 (100%)
計	799 (8%)	5,145 (49%)	421 (4%)	4,037 (39%)	10,402 (100%)

資料:農畜産業振興機構

(2) 支払い手続きの改善に向けた検討状況

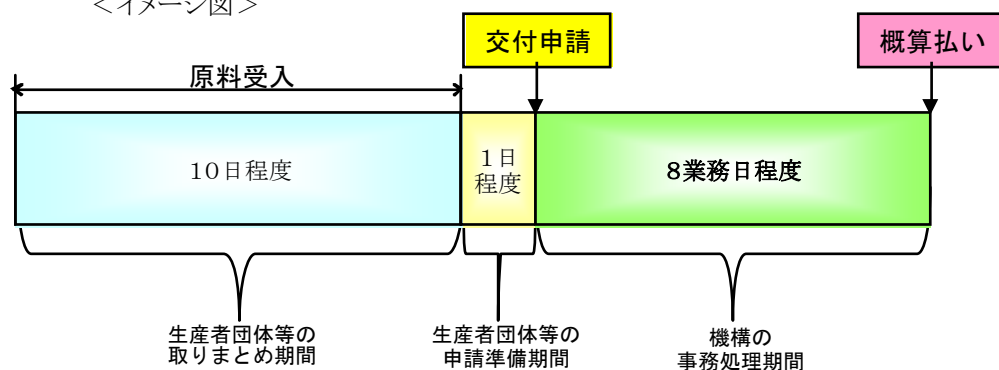
- 交付金の支払い手続きの改善については、平成19年9月に関係者（生産者団体、機構、国）からなる「さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る交付金の支払手続きに関する協議会」を立ち上げ、検討を実施。
- 平成20年度以降、①機構の概算払を申請後8業務日から7業務日に短縮、②概算払の額を8割相当から9割相当に引上げ、③要件審査申請書の添付書類を大幅（約6割）削減すること等について合意。
- 更なる改善に向けて、協議会において今後も検討を継続。

○ 交付金の支払時期(19年度)

① 概算払い

- ・ 月3回申請日を設け、生産者団体は、概ね10日ごとに売渡数量を取りまとめ、1日程度の申請準備期間を経た上で、機構に対して交付申請。
- ・ 機構は、交付申請後、概ね8業務日で交付金額の8割相当を概算払いとして支払い。

<イメージ図>



② 精算払い

- ・ 生産者団体は、地域（工場）におけるすべての売渡しが終了してから1カ月以内に機構に精算払いを請求。
- ・ 機構は、精算払請求が行われてから概ね1カ月後に概算払いとの差額について精算、支払い。

20年度～

1. 機構の概算払を **8業務日→7業務日**に短縮

※ 申請期限の厳守、交付申請書の差替・変更の減少が条件。

2. 概算払を **8割相当分→9割相当分**に引上げ

※ 10割概算払については、20年度以降の事務処理状況を踏まえ、検討。

3. 申請**手続きの大幅な簡素化等**

（添付書類の省略（平均11.2枚→4.2枚へ6割程度の削減）、申請書の訂正方法の簡略化、申請書提出期限の延長）

※「**支払い手続きに関する協議会**」は今後も継続